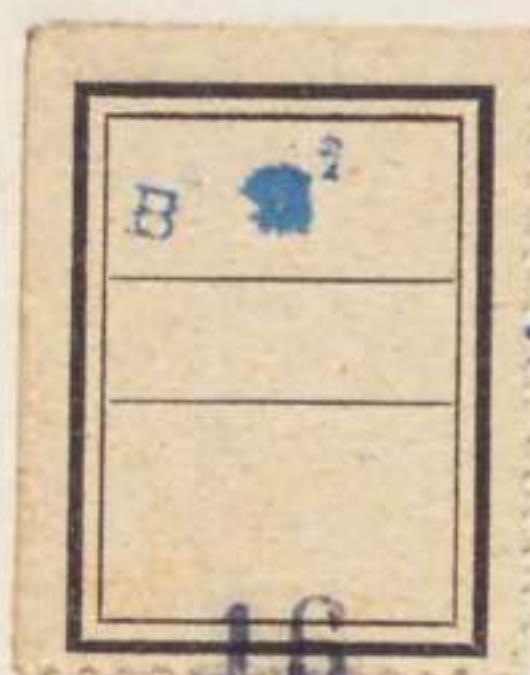


昭和二十七年一月二十一日

宣言、綱領、十大政策

自由党第五回党大会



宣 言

綱 領

十

大

政

策

一、自由諸国家との協力とアジア善隣友好関係の確立……………五

一、治安、自衛力の漸増的強化……………五

一、綱紀の肅正と行政の簡素化……………六

一、教育の刷新と科学技術の振興……………七

一、財政経済の基礎確立と国際信用の回復……………七

一、電源開発と治山治水とを基幹とする国土の総合開発……………八

一、食糧の増産と食生活の改善……………九

一、企業の合理化並に中小企業の振興に依る貿易の増進……………一一

一、道路、鉄道及び港湾の整備充実と商船隊の増強……………一四

一、戦争犠牲者の援護と社会保障の充実……………一四

国民待望の独立まさに成らんとし、日本再生の第一歩を踏み出さんとするに当り、われらは決意を新たにして国家総論の重責を担わんとするものである。

国家再建のためには、先ず全国民が自立の精神を堅持し、道義的勇氣を振起し、以て民族独立への氣力を昂揚しなければならない。

われらは独立達成のために、内に自由活潑なる經濟活動を基調として、生産の増強、貿易の振興等に適切なる施策を実施し、国民の勤勉力行と相まつて經濟の安定と能率と發展とを図り、外に正義、自由、進歩を基調とする自由諸国家との緊密なる協力を図ると共に、特にアジア諸国家との善隣友好関係を確立し、世界の平和と繁榮とに貢献せんとするものである。

今なお一部には観念的な中立主義を唱え、或は破壊的手段を以て共產主義を実現せんとする者あるも、かゝる態度は祖国を滅亡に導く以外のなものでもない。われら

は断固としてこれを排撃する。

内外よりする暴力的侵略の脅威に対しては、経済力の発展と国民生活の充実に応じ自衛力の漸増的強化を図り、以て治安自衛の万全を期せねばならぬ。

今や日本民族の歴史的黎明を迎へんとするに当り、烈々たる祖国愛と民族的信念の下に、わが党は全国民と共に祖国再建と世界の平和繁栄に一路邁進せんとするものである。

右宣言する。

一、国際信義を尊重し、自由民主主義に則り、祖国の再建を期す

二、民主的責任政治体制を確立し、学問、芸術、教育、信教を自由にして、思想、言論、行動の暢達を期す

三、財政を強固にし、自由なる経済活動を促進し、農工商各産業を振興して国民経済の充実を期す

四、政治道徳、社会道義を昂揚し、国民生活の明朗を期す

五、人権を尊重し、婦人の地位を向上し、社会政策を行い、生活の安定幸福を期す

十 大 政 策

- 一、自由諸国家との協力とアジア善隣友好関係の確立
- 一、治安、自衛力の漸増的強化
- 一、綱紀の肅正と行政の簡素化
- 一、教育の刷新と科学技術の振興
- 一、財政経済の基礎確立と国際信用の回復
- 一、電源開発と治山治水とを基幹とする国土の総合開発
- 一、食糧の増産と食生活の改善
- 一、企業の合理化並に中小企業の振興に依る貿易の増進
- 一、道路、鉄道及び港湾の整備充実と商船隊の増強

わが国今後の外交は自由主義国家群と緊密に協力し、世界の平和と繁栄に寄与すると共に、アジア諸国との友好善隣関係を確立し、その発展に積極的に協力することを根本の方針とし、左の外交政策を推進する。

- (一) 国際信義を尊重し、條約上の義務を忠実に履行し、各種国際協定への参加、国際連合への加入を促進する。
- (二) 速かに友好諸国と平等互恵の通商航海條約を締結する。
- (三) 日米経済協力を強力に推進する。
- (四) 速かに中国、印度、ビルマ、タイ、韓国等の未調印国との国交関係を回復する。
- (五) 特にアジア諸国との経済上技術上の協力提携を積極的に推進する。

一、治安、自衛力の漸増的強化

- (一) 日米安全保障條約の精神に基き、物心両面に亘る国力の充実と調和を保ちつつ自衛力を漸増に強化する。

的之が為差当り警察予備隊及び海上保安隊の装備内容を充実する等自衛の万全を期すると共に治安機構を整備する。

(一) 国内治安に不安ならしめる為、特に左の施策を実施する。

- 1 暴力的破壊工作及び売国的謀略行為を防遏するため、これが査察取締りの機能を強化する。
- 2 警察機能を強化し、能率を向上せしむる為、国家警察と自治警察との機能、組織を調整する。
- 3 労働条件の国際的水準を維持し、産業平和を確保するに必要な措置を講ずる。

一、網紀の肅正と行政の簡素化

(一) 網紀を徹底的に肅正し、信賞必罰を明らかにし、以て人事の公正を期する。

(二) 国及び地方を通じ、行政事務を徹底的に整理して機構を簡素化する。

(三) 国の機構については次の方針により簡素化を行う。

- 1 内閣の行政責任と権限を強化し、委員会制度は審判的性質のものを除き、原則として廃止する。

(一) 現行の学制及び教育の内容を再検討し、真に我が国情に適合する教育の振興を図る。

(二) 国民道徳を確立し、宗教情操の涵養と相俟つて道義の昂揚を図る。

(三) 社会教育施設を拡充すると共に特に青年に対する職業能力の養成に重点を置く。

(四) 義務教育校舎を整備すると共に産業教育を充実する。

(五) 学術研究を奨励し、その設備の充実と運営の円滑とを図る。

(六) 私学及び民間学術研究団体の振興を図るため必要な助成の措置を講ずる。

(七) 育英事業の拡充を図る。

一、財政、経済の基礎確立と国際信用の回復

(一) 財政、経済の基礎を強固にし、国際信用を回復する為、極力インフレを防止すると共に、生産の増強、輸出の増進、資本の蓄積と融資の重点的調整、消費の規制、国民負担の調整等につき総合的な施策を推進する。

(二) 財政は国及び地方を通じ健全均衡財政を堅持し、財政規模を国力と調和させ、その基礎を強

固にする。これが為、不急不要の経費を徹底的に節減すると共に国税、地方税を通じ更に負担の均衡化を図る。

尙地方財政については平衡交付金の充実改善、起債の増加を図り、その運営を改善する。

(三) 物価を国際価格と調和させる為、産業合理化の徹底、自国船輸送の増大、不急消費の抑制等に必要措置を講ずる。

(四) 資本の蓄積を促進するため、左の措置を講ずる。

1 貯蓄債券の発行及び無記名預金制度を実施する。

2 証券譲渡所得税を廃止する。

(五) 財政と金融との調和を保たしめる為、重要企業に対する財政投資を拡充する。

(六) 財政経済に対する国際信用の回復と相俟まつて、外資の導入を積極的に推進する。

一、電源開発と治水とを基幹とする国土の総合開発

産業及び民生の基盤を確立するため、速急に必要なる水力電源の開発を行う。

千億円)を設立する。

(一) 電源開発の目標は概ね六、一二七千キロワットとし、内第一期計画として四、一二六九千キロワットの完成を図る。

(二) 本計画の初年度たる昭和二十七年電源開発所要資金として総計一、一七〇億円を予定し内国家資金として六百数十億円を確保する。

(四) 電源の開発と治水並に国土資源の総合的开发を図るため、資金及び経済効果等の総合調整に必要な制度機構を整える。

二、食糧の増産と食生活の改善

(一) 主食の計画的増産

昭和二十九年において主食千四百万石の増産を目標とし、左の施策を強力に推進する。

1 昭和二十八年までに開墾開拓十六万町歩、土地改良延べ百三十万町歩を完成し、これによつて年八百万石の増産を図る、この為、必要な補助、融資を確保すると共に、三百町歩未満の

小規模土地改良も補助の対象とする。

2 右の開墾を達成し、且つ農村二三男の農業経営を保障するため、今後毎年一万戸程度の開拓入植を実施する。

3 種苗対策、土壌改良、病虫害防除、肥料増投等の耕種改良施策を強化し、昭和二十九年年度までに年六百万石の増産を図る。

(二) 無家畜農家の解消

三ヶ年計画をもつて、五十万戸の無家畜農家を解消するものとし、低利の家畜導入資金の融資及び利子補給等の措置を講ずる。

(三) 肥料の増産と価格の安定

化学肥料の増産を助長し且肥料購入資金を確保し、需給並に価格の安定を図る。

(四) いも類並に国産糖の生産保護

いも類並に国産糖の生産を保護する為、これを間接的に圧迫する輸入糖の管理及び税制につき

融資の確保の措置を講ずる。

(六) 以上の施策を強力に推進するため、国庫助成を拡充すると共に、農林漁業融資特別会計による低利長期資金を大巾に増額する。

(七) 食生活の改善

国民保健の増進と食糧の効率的利用を期する為、食生活の改善を助長するものとし、特に左の施策を講ずる。

1 学校給食制度を、食生活改善助長の目的に改め、その内容、方法を改善する。

2 食生活改善の指導講習施設を整備する。

一、企業の合理化並に中小企業の振興に依る貿易の増進

経済自立の完成は輸出の伸張と企業合理化の具現如何に繋るを以つて、企業合理化の徹底、輸出の画期的増進、日米経済協力の積極的推進、東南アジア経済との提携の緊密化及び国内資源の開発利用を基本原則とし、左の施策を講ずる。

(一) 企業合理化の推進

- 1 良質廉価の産業鉄則を完成するため、経営管理の合理化、産業技術及び労働生産性の向上、設備の近代化及び既存能力の全稼働を図るものとし、之が為、税制上の優遇措置其他必要なる助長指導の措置を講ずると共に所要資金の優先的確保に努める。
- 2 価格の適正な安定を図るため電力並に鉄道料金等の値上は能う限り之を行わざるものとする。

(二) 貿易の増進

イ、輸出

- 1 輸出の増進については特にドル圏の市場拡張を図ると共に米国の後進地域開発計画に協力し、東南アジア圏の市場開拓に重点をおく如く指導助長する。
- 2 輸出の伸張及び新市場の開拓を図る為、積極的に諸般の施策を講ずると共に輸出保険制度を拡充する。

3 正常且つ合理的な輸出を促進する為、輸出に関する組合組織を設置する。

4 東南アジア地域の資源の開発及び其の取得を目的とするプラント輸出に對しては輸出銀行

の輸入金融政策の調整を図る。

2 ボンド圏よりの輸入を増加するため自動承認品目を拡張する。

3 輸入原材料を加工しボンド圏に輸出する業種に對しては、ボンド圏より原材料の一定量を輸入せしむるものとする。

4 輸入に一層計画性を持たしめ、不急不用品の輸入を抑制する。

(三) 中小企業の振興

輸出の増進疏基幹産業の発展を通じ中小企業の繁栄を齎すことを第一義とし、併せて金融の通を図るため特に左の措置を講ずる。

- 1 一般金融機関による融資の対象とならざる中小企業層の為、商工中金及び国民金融公庫の資金源を財政資金に依り大巾に充実する。
- 2 中小企業信用保険制度を拡大充実し、一般金融機関による融資の円滑化を促進する。
- 3 協同組合の結成を助長し、中小企業の経済力の強化充実を図る。

(四) 国内資源の開発

地下資源の開発並に科学技術の振興による未利用資源の活用を図るため積極的に助成の措置を講ずる。

一、道路、鉄道及び港湾の整備拡充と商船隊の増強

- (一) 産業道路の整備に重点をおき、高級舗装及び簡易舗装を併せ概ね三ヶ年間に延長四〇〇〇軒の整備を図るものとする。尙主要幹線並に観光道路につき有料道路の建設を図る。
- (二) 鉄道の電化、新線の建設並に自動車輸送力の拡充を促進する。
- (三) 産業の振興、鉄道輸送力の増強に対応し、港湾の整備を強力に推進する。
- (四) 商船隊の拡充を図る為、積極的に外航船の建造を継続する。

二、戦争犠牲者の援護と社会保障の充実

- (一) 戦争遺家族に対し、能う限り援護補償の措置を講ずる。
- (二) 傷病軍人の年金を増額する。尙身体障害者の雇傭につき特別の制度を考慮する。
- (三) 戦争犠牲者の引揚を促進すると共に留守家族の援護に遺憾なくならしめる。